

後発医薬品利用差額通知の送付について（案）

背景

本年 3 月、第二期三重県医療費適正化計画が策定された。同計画の基本目標を達成するための具体的な目標として、後発医薬品の使用促進を図ることが明記されている。当広域連合では、平成 23 年度より毎年、「ジェネリック医薬品希望カード」を全被保険者に配布するとともに、ジェネリック医薬品の周知を行い利用促進を図ってきたところである。

また、本年 4 月には、厚生労働省から、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が策定され、保険者の取組として、「差額通知事業の推進」が記載されている。

このような状況から、当広域連合としても、利用差額通知を送付し、さらなる利用促進策を図りたい。

全国広域連合の取組状況

全国の広域連合の実施状況（平成 25 年 2 月の厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）は、平成 24 年度末で、34 広域連合が実施済となっており、残る広域連合も、平成 25 年度中の通知送付を目指して準備を進めている。

他保険の取組状況

全国健康保険協会（協会けんぽ）では平成 21 年度から実施されている。三重支部では 5 回発送している。発送後に効果分析を行い、全国の医療費軽減効果額は約 40 億円（平成 23 年度実績）となっている。

事業の内容

国保総合システムの後発医薬品利用差額通知作成機能を利用し、作成する予定である。

作成には、差額、薬剤等の絞り込み条件を設定する必要がある。平成 26 年 2 月の送付を目指す。

被保険者からの問い合わせ対応は国保中央会設置のコールセンターを想定している。

国保連合会の対応が不能な業務は、民間業者へ委託する。

想定

作成条件の設定により発送件数が増減するが、下記条件を想定している。

利用差額；200 円以上、通知対象；生活習慣病及び慢性疾患を有する被保険者、

通知対象外；癌、精神病患者等の告知の問題が生じかねない被保険者、通知発送件数；2 万件程度

想定経費；対象データ抽出委託料、通知作成委託料、郵送料、コールセンター利用料、効果測定料

後発医薬品利用差額通知 発送状況調査結果一覧表

全国後期高齢者医療広域連合実施分

No.	広域連合名	実施回数	開始年度	差額(円)	送付月	対象月	送付件数	再通知	作成委託先
1	北海道	年1回	24		2月	11月	3万		国保連
2	青森県	年2回	25		10月、2月				国保連
3	岩手県	年1回	23	300	11月	9月	2万	設定無	民間業者
4	宮城県	年1回	24	300					
5	秋田県	年2回	25		7月、1月				国保連
6	山形県	年2回	23	100	7月、3月	4月、12月	6万×2回	設定無	民間業者
7	福島県	年2回	22	200	10月、3月	6月、11月	7千~9千	設定無	国保連
8	茨城県	年1回	24	300	2月		1万		
9	栃木県	年1回	25	200	8月				
10	群馬県	年2回	24	200	8月、2月	5月、11月	1万8千	設定無	国保連
11	埼玉県	年2回	25		8月、12月				
12	千葉県	年3回	23	200	7月、11月、2月	4月、8月、11月	3万×3回	設定無	国保連
13	東京都	年1回	25		8月	4月	12万5千		
14	神奈川県	年1回	26	500	未定(26年度の実施に向け関係機関と調整中)				国保連
15	新潟県	年1回	24	100	モデルの一市のみ		1600		
16	富山県	年1回	24	500	6月、11月		4800		国保連
17	石川県	年2回	24	200	10月、2月→H25より200円で年3回		2500×2回	設定無	国保連
18	福井県	年3回	23	100	7月、11月、3月	12~3、4~7、8~11	4万×3回	6カ月設定	民間業者
19	山梨県	年2回	24	200	8月	5月	2万5千		民間業者
20	長野県	年1回	24	200	9月、3月		1万4千		国保連
21	岐阜県	年2回	24	200	7月、11月		1万	設定無	国保連
22	静岡県	年1回	25		1月	国保送付市町のみ			国保連
23	愛知県	年2回	25		10月、3月		1万×2回		
24	三重県	未実施							
25	滋賀県	年2回	22		7月、12月	4月、8月	1万5千×2回	設定無	国保連
26	京都府	年3回	23	300	7月、11月、3月	4月、8月、12月	5千×3回		国保連
27	大阪府	年2回	23	500	9月、3月	6月、1月	1万×2回	設定無	国保連
28	兵庫県	年2回	24		10月、3月	7月、12月	3万~5万		国保連
29	奈良県	年2回	23	300	6月、12月	3月、9月	6千×2回	設定無	国保連
30	和歌山県	年2回	24	200	8月、11月	6月、9月	1万×2回	設定無	国保連
31	鳥取県	年3回	23		8月他	5月他	9千×3回	設定無	民間業者
32	島根県	未実施							
33	岡山県	未実施							
34	広島県	年1回	24	100	7月	3月	3万6千	設定無	民間業者
35	山口県	年2回	23	500	11月、3月	8月、12月	4千×2回	設定無	国保連
36	徳島県	年1回	24		9月	5月	1万8千	1年設定	国保連
37	香川県	年2回	25	100	8月、1月				国保連
38	愛媛県	年2回	24		7月、1月		1万5千×2回	設定無	国保連
39	高知県	年2回	23	100	8月、2月	4月、10月	9千×2回	1年設定	国保連
40	福岡県	年12回	23	200	毎月	1月~12月	1万×12回	年度内設定	国保連
41	佐賀県	年1回	24	200	1月	10月	1万		国保連
42	長崎県	年3回	23	100	5月、9月、1月	2月、6月、10月	8千×3回	1年設定	民間業者
43	熊本県	年1回	23	100	7月	5月	3万8千		国保連
44	大分県	年2回	23	200	6月、11月	3月、8月	1万5千×2回		民間業者
45	宮崎県	年2回	23	200	6月、10月	3月、7月	1万4千×2回		民間業者
46	鹿児島県	年1回	23	200	2月	10月	2万6千		国保連
47	沖縄県	年2回	23	500	6月、12月	4月、10月	2千		国保連

* 平成24年7月北海道広域連合調査、平成25年1月広島県広域連合調査を元に、三重県広域連合にて追加調査し作成

後期高齢者への後発医薬品利用差額通知の発送について

東海北陸ブロック事務局長会議にて情報入手

平成25年5月

三重県後期高齢者医療広域連合事務局

県名	発送年月(予定含む)	
石川	1回目 平成24年10月	経緯 石川県薬剤師会に事業協力を求めたところ、「年齢を問わず被保険者のジェネリック医薬品認知度はかなり低いと感じている」との意見があった。
	2回目 平成25年2月	内容 1000円以上の差額発生者を対象にした。2000人程度の送付件数となった。 効果 33%が切り替えた。切り替えない理由のうち、43%が「医師の判断」と回答があった。
富山	1回目 平成24年12月	経緯 協会けんぽでの効果測定で「年齢が高くなるほど切替の割合は高くなっている」と報告有り。 厚生労働省は医療関係者の間で、後発医薬品の品質や情報提供、安定供給に対する不安が払拭されないことが挙げられる。
	2回目 平成25年6月予定	内容 平成24年11月に国保総合システムを利用し、県内の国民健康保険のすべての保険者(県内15市町村国保と建設国保及び医師国保)と足並みを揃え、同時期に同内容・様式にて実施。 このことは、県医師会や郡市医師会等にも説明し同意を得た。各市町村広報紙で事前に通知案内のPRとして市町村国保名と併記して記載していただいた。
	3回目 平成25年11月予定	効果 500円以上の差額発生者を対象にした。4801人の送付件数となった。 効果 送付件数の4.25%にあたる204名が切り替え
岐阜	1回目 平成25年1月	経緯 県内市町村国保でH23年度中に15市町村が実施。H24年度では18市町村が実施。 後発医薬品の使用割合が全国平均より低いことから、実施した。
	2回目 平成25年7月予定	内容 不明
	3回目 平成25年11月予定	効果 未検証
愛知	1回目 平成25年10月予定	経緯 県内市町村国保でH22年度中に7市町村が実施。H23年度では14市町村が実施。平成24年度は過半数の30を超えたため、後期も実施すると三師会に宣言。
	2回目 平成26年3月予定	内容 1回あたり1万枚送付
静岡	1回目 平成26年1月予定	経緯 県内市町村国保では、H23年度から1市町村が実施。H25年度では7市町村国保が実施予定で、その中から希望する市町村で後期分も実施。 内容 未調整

4.2.35 ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ (KD61R010)

(1) 目的

ジェネリック医薬品利用差額通知は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた際の利用差額を被保険者にお知らせする医療費適正化事業のひとつで、患者負担額の軽減および医療保険財政の健全化の目的で実施します。

この帳票は、被保険者に対して、後発医薬品（ジェネリック医薬品）にかかる利用差額を通知し、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用を促すための帳票です。

バッチ処理のジェネリック医薬品利用差額通知において除外判定を行った結果、通知対象となった被保険者に対して作成されます。

なお、標準システムでは、外部印刷業者などで印刷、封入封緘を行うためのジェネリック医薬品使用促進のお知らせファイル（CSV ファイル）を出力し、広域連合から外部印刷業者へ提供する運用が可能です。

(2) 帳票イメージ

111-1111
中央県中央市
1丁目1番1号

後期 太郎 様

発行番号 12345-1234567

〇広給発12345号の6
平成23年7月25日

保険者	12345678
	中央市

中央県後期高齢者医療広域連合長

広域
印連
合広

ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ

あなたが、平成23年5月に処方された下記の薬剤について、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えた場合には、自己負担額が、1,067円以上 安くなる可能性があります。

被保険者氏名	後期 太郎 様	
処方実績		ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額
医薬品名	自己負担相当額	
アダラートC/R錠40mg	1,962	1,067 ~
合計	1,962	1,067 ~

※負担額は薬にかかった金額のみです。
※国や市町村から医療助成を受けている場合など、実際の負担額とは異なる場合があります。
※ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もありますので、詳しくは担当の医師や薬剤師へご相談ください。
※16種類をこえる医薬品については上記処方実績の欄への記載を省略していますが、合計金額はすべての医薬品の金額を含めて表示しています。

◆問い合わせ先
中央県広域連合
〒222-2222
住所 中央県中央市
電話番号 11-2222-3333

国保連発行番号 12345678-1231212-1234567

(3) 出力処理

帳票出力の契機となる処理を次に記載します。

(a) 一括処理（月次）：後発医薬品差額通知書出力

後発医薬品差額通知書出力

→後発医薬品差額通知書出力（JKD61M0020201）

(4) 出力対象

国保連合会（国保総合システム）から提供された差額通知対象者リストを基に除外判定を行った結果、通知対象となった対象者に出力します。通知対象となる条件については、「8.19 ジェネリック医薬品利用差額通知」を参照してください。

(5) 出力順

単一帳票のため、出力順は特にありません。

(6) 改ページ条件

単一帳票のため、改ページ条件は特にありません。

(7) 出力項目の補足

帳票の出力項目について、画面上の入力項目、データベースやパラメータなどとの対応を説明します。なお、表中の丸付き数字は「(2) 帳票イメージ」中の丸付き数字と対応しています。

出力項目	出力処理
	(b) 後発医薬品差額通知書出力
⑨ 文書番号	「4.1.1 文書番号」を参照してください。
⑩ 通知年月日	パラメータ（ID：JKD61M0010101、管理番号：01）で指定した通知年月日を“NN Z9年 Z9月 Z9日”の形式で出力します。
⑪ 被保険者の宛先	「4.1.5 被保険者の宛先」を参照してください。
⑫ 広域連合長名	「4.1.2 広域連合長名」を参照してください。
⑬ 問い合わせ先	「4.1.6 問い合わせ先」を参照してください。

(8) その他

対象とする主なテーブルなどを次に示します。

No.	処理	対象とする主なテーブル
1	後発医薬品差額通知書出力 (JKD61M0020201)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付記録管理（TD01） ・ レセプト調整（TD50） ・ 後発医薬品差額通知送付情報（TD53） ・ 被保険者（TA10）